

社会福祉法人光明童園役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人光明童園の役員及び評議員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等と言う。
- (2) 報酬とは、本法人の役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う事ができる。
- 3 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が、法人及び事業所(法人が設置経営する事業所を言う。)(以下「法人及び事業所」という。)の運營業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う事ができる。

- 2 監事が、法人及び事業所の運營業務の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

(兼務職員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営の為の業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

付 則

この規程は平成29年12月21日から施行する。

別表1 (非常勤の役員等の報酬)

	報 酬
理事会等会議への出席	(日額) 3,000円
評議員会への出席	(日額) 3,000円
評議員選任・解任委員会への出席	(日額) 3,000円

別表2 (非常勤の役員等の報酬)

	報 酬
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	(日額) 3,000円
監事監査等への出席	(日額) 3,000円